

安城市小中学校児童生徒学校給食費無償化事業について

(安城市立以外の学校に在籍の場合)

子育て世帯の経済負担の軽減を図るため、申請に基づき小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費等の補助を行います。

補助要件に該当し補助を希望する方は、下記の要件をご確認のうえ申請してください。(該当する場合であっても、申請がなければ補助は受けられません。)

◆補助要件 (①かつ②に該当)

- ①児童生徒^(※1)及びその保護者の住民登録が安城市にある。^(※1)山村留学等で市外に児童生徒の住所がある場合などは補助対象となります。
- ②申請日時時点で安城市立以外の小中学校^(※2)に在籍している。^(※2)安城市立以外の小中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部

◆補助金額…給食等実食数(安城市立学校の給食予定日数)×給食単価(小学生:300円、中学生:350円)※上限は安城市立小中学校にて支給される金額となります。なお給食単価は変更になる場合があります。ただし、補助対象期間中に次に該当する場合は減額されます。

・給食費に係る費用について、国、地方公共団体等から他の助成を受けている。

◆申請方法…下記書類を添えて総務課給食係へ提出してください。

- ・安城市小中学校児童生徒学校給食費等に関する補助金交付申請書(様式第1)
- ・補助金振込口座申出書※
- ・口座確認書類のコピー(金融機関、支店、名義、口座種類、口座番号記載)※

※継続申請者は補助金振込口座申出書及び口座確認書類の提出は不要です。

◆申請先…〒446-0045 安城市横山町下毛賀知13番地1

安城市教育委員会 総務課 給食係(郵送可)

◆申請期間…随時受付致します。(申請月の翌月から交付対象)

◆交付決定…補助金交付決定者へ別途通知しますが、補助対象期間は申請書提出以降の交付決定期間となります。補助金額は、実績報告書にて確認し支払います。

◆実績報告…年度末までに実績報告書をご提出ください。

◆支払時期…年度末までに実績報告書をご提出いただき、指定された口座に振込みます。

◆注意事項…申請後、申請内容に異動が生じた場合は、異動後1か月以内に届出をしてください。
今年度補助対象の方で、翌年度も条件に当てはまる方も改めて申請が必要となりますのでご注意ください。

交付対象となる期間の開始月の前月末日(開始月が4月の場合安城市立学校の給食開始日前日)を期限として申請が必要となります。

☆安城市公式ウェブサイト「望遠郷」に、申請書および記入例を掲載しております。ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

担当 安城市教育委員会 総務課 給食係 TEL(0566)71-2253